

韓国の重大災害処罰法に関する最近の動向

(2024年2月)

日本貿易振興機構(ジェトロ)

ソウル事務所

ビジネス展開課

報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）ソウル事務所が現地法律事務所（金・張法律事務所）に作成委託し、2024年2月に入手した情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは作成委託先の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本報告書はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本報告書にてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。

ジェトロおよび金・張法律事務所は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよび金・張法律事務所が係る損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書に係る問い合わせ先：

日本貿易振興機構（ジェトロ）
海外ビジネスサポートセンター ビジネス展開課
E-mail：SCC@jetro.go.jp

ジェトロ・ソウル事務所
E-mail：KOS@jetro.go.jp

JETRO

目次

I. 重大災害処罰法の概要および施行	1
II. 重大災害発生後の調査／捜査などの手続き	1
III. 重大災害発生時の調査／捜査の動向について	2
1. 重大災害の発生現況.....	2
2. 労働庁の捜査動向	2
3. 警察の捜査動向.....	3
4. 検察の捜査動向.....	3
IV. 重大災害に対する判決の動向.....	3
V. 示唆する点	6

韓国の重大災害処罰法に関する最近の動向

I. 重大災害処罰法の概要および施行

重大災害の処罰等に関する法律（以下「重大災害処罰法」または「法」）は、事業または事業場、公共利用施設および公共交通手段を運営することや、原料や製造物を取り扱う中で、安全・保健措置義務に違反して人命被害を生じさせた事業主、経営責任者および法人の処罰等を規定することにより、重大災害を予防し、市民と従事者の生命と身体を保護することを目的とする法であり、2022年1月27日から施行されている。

重大災害処罰法は、常時勤労者が5人以上の事業または事業場の経営責任者等を受範者としながらも（法3条）、2022年1月27日の施行当時に常時勤労者が50人未満の事業または事業場については、2024年1月27日から施行されると規定している（法付則1条1項）。常時勤労者が50人未満の事業または事業場に対して法の適用をさらに猶予する改正案が2024年1月27日より前に国会で成立しなかったことから、常時勤労者が5人以上50人未満の事業または事業場に対しても2024年1月27日から重大災害処罰法が適用されるため、これに該当する企業は法上の義務の履行のための安全保健管理体系を構築するなどの対応策を速やかに講じる必要がある。

II. 重大災害発生後の調査／捜査などの手続き

重大災害処罰法の施行前にも、事業場内で発生した事故により勤労者が死亡した場合には、警察による調査／捜査だけでなく、特別司法警察権を有する管轄労働庁による調査／捜査が同時に行われていた。具体的には、警察は刑法上の業務上過失致死の嫌疑について調査／捜査し、管轄労働庁は産業安全保健法違反の嫌疑について調査／捜査を行っていた。

警察が調査／捜査する刑法上の業務上過失致死傷罪は、産業安全保健法に規定された安全保健措置義務違反に限定されず、慣行・条理などより幅広い範囲で認められる業務上の注意義務に直接違反した者を処罰の対象とし、通常、事故現場での直接的な過失行為者または現場責任者などが被疑者の立件対象として考慮される。

一方、管轄労働庁が調査／捜査する産業安全保健法違反罪は、事故が発生した事業場内で事故が発生しないように安全保健措置を誰が取るべきであったかを判断した上で、その

ような措置を取るべき義務があった責任者を処罰対象としている。通常、現場所長など、当該作業場を総括・管理する者が被疑者の立件対象として考慮されている。

重大災害処罰法の施行後も上記の点は同じであるが、管轄労働庁による重大災害処罰法違反（産業災害致死傷）の嫌疑に関する調査／捜査が追加で行われるのが特徴である。事故発生から裁判を通じて法違反に対する最終判断を受けるまでの手続きを図にまとめると、以下のとおりとなる。

事故の発生 → 警察および管轄労働庁の調査／捜査 → 検察に送致 → 検察の捜査 → 裁判

重大災害処罰法の施行から3年目となる現在までの重大災害発生時の調査／捜査および重大災害処罰法違反事件の判決の動向について以下に説明する。

III. 重大災害発生時の調査／捜査の動向について

1. 重大災害の発生現況

雇用労働部が2023年11月6日に発表した資料によると、2023年第1～第3四半期累積の国内事業場で発生した死亡事故は合計459件(死亡者449人)で、2022年第1～第3四半期の累積数値(死亡者510人)と比較すると、死亡者数が10.0%(51人)減少した。

死亡者を業種別にみると、建設業(240人)が前年同期比13人減少し、製造業(123人)とその他業種(96人)もそれぞれ20人、18人減少した。会社の規模別では、50人(建設業工事金額50億ウォン)未満の事業場(267人)が41人減で減少幅が大きく、重大災害処罰法が適用される50人(建設業工事金額50億ウォン)以上の事業場(192人)は10人減少した。

2. 労働庁の捜査動向

労働庁では、死亡事故が発生した際、原則として重大災害処罰法および産業安全保健法違反の嫌疑を念頭に置いて捜査を開始する傾向がある。ただし、2023年6月に雇用労働部が捜査指針を策定し、産業安全保健法違反の嫌疑がないことが明らかな事件等については重大災害処罰法などについて速やかに調査終結するようにしている。ただし、重大災害の捜査は全国七つの広域労働庁でのみ行われるため、このような影響で捜査が長期化し、処理が遅れる事例(例えば、検察送致まで1年以上かかる)も多数ある。

3. 警察の捜査動向

業務上過失致死傷罪の立件範囲、法理判断について、国家捜査本部がガイドラインを提示するなどの統一的な処理基準が確立されていない状況である。このため、事件ごとに個別に判断が行われる傾向が強く、特に協力業者の勤労者が死亡した場合、協力業者固有の管理領域で事故が発生することや、元請の教育、安全管理等にもかかわらず協力業者の勤労者の異例的な行為があったことが認められる時には、元請に対して立件前に調査が終結する事例も見受けられる。

4. 検察の捜査動向

検察は、企業にとってリスクが大きい経営責任者の立件だけでなく、法理的に争点となり得る問題については、積極的に労働庁に捜査指揮を行う傾向が目立つ。今年で重大災害処罰法の施行から3年目となるだけに、積極的な起訴を通じて最終的には裁判所の判断を受ける必要がある事例も多い一方、不起訴処分事例もますます増加すると予想される。

IV. 重大災害に対する判決の動向

2023年4月6日に言い渡された重大災害処罰法違反事件の第1号判決を皮切りに、2023年12月31日までに合計12件の重大災害処罰法違反事件の判決が言い渡された。宣告刑基準で、経営責任者に懲役1年の実刑が下された事件は1件で、その他の事件では6カ月ないし1年6カ月の懲役に1年ないし3年の執行猶予が言い渡されている。

2023年12月31日までに言い渡された合計12件の重大災害処罰法違反事件の事故の概要および重大災害処罰法上の関連条項を簡単に以下のとおり説明する。

順番 ¹	区分	事故の概要	適用条項
1	建設工事業者	療養病院の増築工事現場で下請業者所属の勤労者が墜落（16.5mの高さ）して死亡	<ul style="list-style-type: none">有害・危険要因の確認および改善業務手続きの策定（施行令4条3号）安全保健管理責任者等の業務遂行評価基準の策定（施行令4条5号）重大産業災害対応非常マニュアルの策定（施行令4条8号）

¹ 判決言渡日を基準とする。

順番 ¹	区分	事故の概要	適用条項
2 ²	鉄鋼製造業者	鉄鋼製造工場でクレーンから落ちてきた放熱板（1.2トン）にぶつかった。	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 安全保健管理責任者等の業務遂行評価基準の策定（施行令4条5号） ▪ 下請業者の産業災害予防のための措置能力と技術に関する評価基準の策定（施行令4条9号）
3	建設工事業者	近隣生活施設の建設現場で型枠が崩れて下請業者所属の勤労者が鉄製パイプに頭をぶつけて死亡	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 安全保健経営方針の策定（施行令4条1号） ▪ 有害・危険要因の確認および改善業務手続きの策定（施行令4条3号） ▪ 有害・危険要因の確認および改善に必要な予算の編成および執行（施行令4条4号） ▪ 安全保健管理責任者等の業務遂行評価基準の策定（施行令4条5号） ▪ 従事者の意見聴取、改善案の策定（施行令4条7号） ▪ 重大産業災害対応非常マニュアルの策定（施行令4条8号）
4	建設工事業者	水道施設の工事現場で掘削機と壁面の間で下請業者所属の勤労者の頭が狭まって死亡	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 安全保健経営方針の策定（施行令4条1号） ▪ 災害予防に必要な人材、施設、装備の具備等の必要予算の編成（施行令4条4号） ▪ 安全保健管理責任者等の業務遂行評価基準の策定（施行令4条5号） ▪ 重大産業災害対応非常マニュアルの策定（施行令4条8号）
5	建設工事業者	商業テナントの新築工事現場で下請業者所属の勤労者がクレーンから落ちてきた鉄筋（約190kg）にぶつかって死亡	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 有害・危険要因の確認および改善手続きの策定（施行令4条3号） ▪ 安全保健管理責任者等の業務遂行評価基準の策定（施行令4条5号） ▪ 下請業者の産業災害予防のための措置能力と技術に関する評価基準の策定（施行令4条9号）
6	アパート管理業者	アパート1階の出入口で天井漏水防止作業をしていたところ、はしご（1.5mの高さ）から墜落して死亡	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 安全保健経営方針の策定（施行令4条1号） ▪ 有害・危険要因の確認および改善業務手続きの策定（施行令4条3号） ▪ 安全保健管理責任者等の業務遂行評価基準の策定（施行令4条5号） ▪ 従事者の意見聴取手続きの策定（施行令4条7号）
7	建設工事業者	大学の生活館の工事現場で下請業者の	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 安全保健経営方針の策定（施行令4条1号）

² 経営責任者に懲役1年の実刑が言い渡された。

順番 ¹	区分	事故の概要	適用条項
		代表がコンクリート構造物に埋没して死亡	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 有害・危険要因の確認および改善業務手続きの策定（施行令4条3号） ▪ 安全保健管理責任者等の業務遂行評価基準の策定（施行令4条5号） ▪ 従事者の意見聴取手続きの策定（施行令4条7号） ▪ 重大災害の発生または差し迫った危険に備えたマニュアルの策定（施行令4条8号）
8 ³	エアコン部品製造業者	トリクロロメタンが含まれている洗浄剤を使用して勤労者16人が急性中毒	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 有害・危険要因の確認および改善業務手続きの策定（施行令4条3号）等 ▪ 安全保健管理責任者等の業務遂行評価基準の策定（施行令4条5号）
9	鉄鋼製品製造業者	鉄鋼製品の生産設備に原材料投入作業をしていたところ、転倒して鉄板で脚の部位が切れ死亡	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 有害・危険要因の確認および改善業務手続きの策定（施行令4条3号） ▪ 安全保健管理責任者等の業務遂行評価基準の策定（施行令4条5号） ▪ 安全保健関係法令による義務の履行に必要な措置（法4条1項4号）
10	建設工事業者	給水区域拡張事業の工事現場で下請業者勤労者が後進してきた掘削機に轢かれて死亡	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 安全保健専担組織の設置（施行令4条2号） ▪ 有害・危険要因の確認および改善業務手続きの策定（施行令4条3号） ▪ 下請業者の産業災害予防のための措置能力と技術に関する評価基準の策定（施行令4条9号）
11	建設工事業者	建物の新築工事現場で勤労者が換気口に塗装作業をしていたところ、墜落して死亡	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 有害・危険要因の確認および改善業務手続きの策定（施行令4条3号） ▪ 災害予防に必要な人材、施設、装備の具備等の必要予算の編成（施行令4条4号） ▪ 安全保健管理責任者等の業務遂行評価基準の策定（施行令4条5号）
12	建設工事業者	業務施設の新築工事現場の駐車タワーで勤労者が断熱作業の点検中にリフトの釣合錘に挟まれて死亡	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 有害・危険要因の確認および改善業務手続きの策定（施行令4条3号） ▪ 従事者の意見聴取手続きの策定（施行令4条7号） ▪ 下請業者の産業災害予防のための措置能力と技術に関する評価基準の策定（施行令4条9号）

³ 重大災害処罰法違反嫌疑の最初の起訴事例で、違憲法律審判提請申請が棄却されている。

上記のうち1件の判決⁴を除いては、2023年12月31日現在、いずれもまだ確定していない下級審判決であることから、上記を基に重大災害処罰法上の個別の安全保健確保義務の内容に関する裁判所の立場および解釈について一般化することは困難である。ただし、現在公開されている判決文を分析した結果、重大災害処罰法による安全保健確保義務のうち、主に「安全保健管理体系の構築およびその履行に関する措置」（重大災害処罰法4条1項1号、同法施行令4条各号）が問題となっており、その中でも、(1)危険性評価等 有害・危険要因の確認、改善業務手続きの策定（重大災害処罰法施行令4条3号）、(2)安全保健管理責任者等に対する権限、予算の付与および評価（重大災害処罰法施行令 4条5号）は、ほとんどの判決で安全保健確保義務違反事項として特定されている点に注目する必要がある。

V. 示唆する点

重大災害処罰法の施行後、産業安全に対する経営陣の関心が全般的に上昇したと評価されるが、いまだに全国の事業場で事故が発生し続けている。特に、常時勤労者数が5人以上50人未満の事業または事業場に該当し、重大災害処罰法に基づく安全保健管理体系の構築がまだ不十分であったり、関連体系を現場に定着させるための実質的な取り組みが必要な段階であれば、その準備の過程で事業場に安全保健管理の死角はないか確認し、脆弱な危険要因が実際に改善され、重大災害の予防に実質的に貢献できるシステムを構築するための努力が必要な時である。重大災害処罰法に基づく安全保健管理体系の構築・履行事例と重大災害処罰法違反に関する先例が蓄積されつつあるので、これをもとに企業の対応を体系化する必要がある。

⁴ 参考) 2号の判決（鉄鋼製造工場でクレーンから落ちてきた放熱板(1.2トン)にぶつかった事件）は2023年12月28日付で確定された。